

相手国政府・ 相手国総務閣 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ウクライナ	ウクライナ政府に対する贈与に 関する日本国政府とウクライナ 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	220,000千円 -----	2019.4.18 キエフで (同日)	日本側 倉井高志在ウクラ イナ大使側 パウロ・ク リムキン外務大臣	2019.5.13 6号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。